

IX. X. 民地、企業敷地内の建物または緑地等で疑わしいアリ類を発見した場合

民地、企業敷地内等で  
疑わしいアリ類を発見

【一般区域】

ヒアリ調査は絶対に素手で行わない!!

＜IX. 個体又は個体群の場合＞

＜X. 営巣していた場合＞

- ① 発見したアリ類の簡易同定(スクリーニング)を実施  
※肉眼で可 「3 同定方法」参照

- ① 発見したアリ類の簡易同定(スクリーニング)を実施   
※アリ塚をいたずらに刺激しない  
※肉眼で可 「3 同定方法」参照

土地所有者等

ヒアリかも?



- ② 生きたアリ個体はエアゾール式殺虫剤等で殺虫

- ② 関係機関へ連絡

※殺虫は可能な範囲で  
※可能なら③の時に  
④を提供

- ④ アリ類の写真を  
接写モード等で  
撮影

- ③ 関係機関へ連絡   
・ヒアリ相談ダイヤル(環境省)  
☎0570-046-110  
・中国四国地方環境事務所  
☎086-223-1561  
・岡山県自然環境課  
☎086-226-7310  
・関係市町村担当課

- ・ヒアリ相談ダイヤル(環境省)  
☎0570-046-110  
・中国四国地方環境事務所  
☎086-223-1561  
・岡山県自然環境課  
☎086-226-7310  
・関係市町村担当課

- ⑤ 殺虫したアリ類  
(死骸を含む)は  
採取し保存

- ③ 念のため周辺の他のアリ  
塚の有無を目視点検   
※新たに発見→①へ

自己判断でベイト剤  
を設置等しない!

自己判断でベイト剤  
を設置等しない!

＜以降、県、関係市町村等の行政機関が対応＞

以降、県、関係市町村等の  
行政機関が対応

- 関係機関の連携により、防除対策、注意喚起等を実施
- 土地所有者等の協力により、発見場所におけるアリ類の生息確認調査、殺虫処理、専門家による種の同定  
**専門家によるヒアリ確認後**
  - 発見場所周辺の立入制限(管轄警察署と協議)
  - 周辺の住民、学校、商業施設等への注意喚起
  - 周辺の分布確認調査(トラップ等)、ベイト剤設置

- 関係機関の連携により、防除対策、注意喚起等を実施
- 土地所有者等の協力により、発見されたアリ塚の調査、殺虫処理、専門家による種の同定  
**専門家によるヒアリ確認後**
  - 発見場所周辺の立入制限(管轄警察署と協議)
  - 周辺住民、学校、商業施設等への注意喚起
  - 殺虫剤によるアリ塚の駆除  
※「4 駆除方法」参照
  - 周辺の分布確認調査(トラップ等)、ベイト剤設置

＜モニタリング調査等＞

※ 週1回程度のモニタリング調査(粘着トラップ等)を1か月間継続 / ベイト剤設置(1か月間)

※ 定期的なモニタリング調査等を1年程度継続

## Ⅸ. 民地、企業敷地内の建物または緑地等で疑わしいアリ類を発見した場合 (個体又は個体群の場合)

【一般区域】

<マニュアル対象者>

・ 住民	・ 民間企業	・ 関係行政機関（市町村、県、警察等）
------	--------	---------------------

<手順>

**※ヒアリ調査は絶対に素手で行わない!!**

①	<p><b>発見したアリ類の簡易同定（スクリーニング）を実施する</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 肉眼又はルーペ等で確認できる範囲で「疑わしい」かどうかを判別する。</li> <li>・ 「3 同定方法」のサンプル採取手順を参照</li> <li>・ 生きたアリ類には絶対に触れない。</li> <li>・ 目視等による確認の結果、疑わしい場合は念のため②の殺虫処理を行う。</li> <li>・ 確認時は緊急用にエアゾール式殺虫剤を携帯しておく。</li> </ul>	
②	<p><b>生きたアリ個体はエアゾール式殺虫剤等で殺虫する</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目視できた個体はエアゾール式殺虫剤又は液剤により殺虫する。</li> <li>・ 周囲に生きた個体がないか十分確認し、逃げ出す前に殺虫処理する。</li> <li>・ 刺される危険もあるため、殺虫処理は可能な範囲で行い、決して無理をしないこと。</li> </ul>	
③	<p><b>関係機関へ連絡する</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 簡易同定でヒアリの疑いがある場合は、すぐに連絡する。</li> <li>・ 可能であれば、関係機関での判断材料として④の写真を提供する。</li> </ul>	
④	<p><b>アリ類の写真を接写モード等で撮影する</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ アリ個体はデジカメの接写モード等で出来るだけピン点を合わせて撮影する。</li> <li>・ ヒアリの特徴である触角や2節（こぶ）の腹柄、背中トゲの有無等が分かるよう、様々な角度から撮影する。</li> </ul>	
⑤	<p><b>殺虫したアリ類（死骸を含む）は採取し保存する</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 専門家による同定に使うため、なるべく破損しないよう丁寧に保存する。</li> <li>・ 定着している場合、卵、幼虫、蛹等がいる可能性もあるので注意する。</li> </ul>	
⑥	<p><b>念のため、周辺の他のアリ類、アリ塚の有無を目視点検する</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発見場所周辺で、まだヒアリが生息している可能性があるため、念入りに点検する。</li> <li>・ 定着している場合、周辺にアリ塚等がある可能性があるため注意する。</li> <li>・ ※アリ塚を発見した場合は、【X. 営巣していた場合】へ</li> <li>・ 調査で新たにアリ類を発見した場合は①の手順へ戻る。</li> <li>・ 在来アリに影響するため、自己判断で予防のためのベイト剤の設置等を行わないこと。</li> </ul>	
	<p><b>《以降、県、関係市町村等の行政機関が対応》</b></p> <p>○関係機関で対応を協議し、連携、協力して防除対策、注意喚起等を実施する。</p> <p>a. 土地所有者等の協力により、発見場所のアリ類の生息確認調査、殺虫処理、種の同定を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 改めて発見場所周辺の調査及び必要に応じ殺虫処理を行うとともに、ヒアリの分布確認と専門家による同定を行う。</li> <li>・ ベイト剤設置は、在来アリにも影響するため、原則、ヒアリ確定後とする。</li> </ul> <p><b>&lt;専門家によるヒアリ確認後&gt;</b></p> <p>b. 発見場所周辺の立入制限（管轄警察署と協議）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現場状況に応じ発見現場への立入制限を検討する。（管轄警察署への協議が必要）</li> </ul> <p>c. 周辺の住民、学校、商業施設等への注意喚起</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発見場所周辺の住民や付近に多数の人が集まる学校や商業施設等がある場合は、注意喚起を行う。</li> <li>（※留意施設等：保育・幼稚園、小中学校、病院・福祉施設、公民館、その他）</li> </ul> <p>d. 周辺の分布確認調査(トラップ等)、ベイト剤設置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 状況に応じて、ヒアリ拡散の有無の確認と防止のため、発見場所周辺での分布確認調査やベイト剤設置等を行う。 ※「5 調査方法」を参照</li> </ul>	
	<p><b>&lt;モニタリング調査等&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ヒアリ生息確認のため、発見場所周辺で週1回程度のモニタリング調査(粘着トラップ等)を1か月間程度継続する。（新たに発見された場合は①へ戻る）</li> <li>・ ヒアリ定着及び拡散防止のため、ベイト剤設置を2週間～1か月毎に行う。</li> <li>・ 1か月間のモニタリング調査終了後、月1回ペース程度で1年間程度調査を継続する。</li> </ul>	